

令和4年度 財務書類の公表

松前町

目次

地方公会計制度の概要	1
地方公会計の意義	2
統一的な基準による財務書類の特徴	2
単式簿記と複式簿記	3
現金主義会計と発生主義会計	3
固定資産台帳の整備	4
比較可能性の確保	4
統一的な基準による財務4表とは	4
地方公会計（統一的な基準）の財務書類と民間企業の財務諸表の違い	5
松前町の財務書類	7
財務書類4表（貸借対照表）	8
財務書類4表（行政コスト計算書）	9
財務書類4表（純資産変動計算書）	10
財務書類4表（資金収支計算書）	10
財務書類の数値を用いた主な指標等による分析	12
資産形成度	12
世代間公平性	13
持続可能性（健全性）	14
効率性	15
自立性	15

地方公会計制度の概要

地方公共団体における予算・決算制度は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るために、従来の単式簿記による現金主義会計の決算制度を補完するため、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を活用した財務書類の開示が推進されています。

発生主義を採用することで、現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報の把握が可能となり、また、複式簿記を採用することで、単式簿記では見えにくい資産・負債といったストック情報の把握が可能となります。

地方公会計の整備については、平成18年6月の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の施行を契機に、総務省から地方公会計制度の指針が示され、この指針で「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の2つの方式が示されました。

その後、平成26年4月には、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示されました。

また、平成27年1月には「統一的な基準」のより詳細な内容を記載した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において、固定資産台帳の整備と発生主義・複式簿記の導入等を前提とした財務書類を作成し、公表するよう要請がありました。

松前町では、これまで「総務省方式改訂モデル」を採用して、財務書類の整備・公表を行ってきましたが、平成28年度決算から、新たに「統一的な基準」による財務書類を作成しています。

地方公会計の意義

地方公共団体における予算・決算制度は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たす観点から、単式簿記による現金主義会計では見えにくい情報（stk情報（資産・負債）やコスト情報（減価償却費等））を分かりやすく説明するため、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を活用することが重要となります。

地方公会計の意義

1. 目的

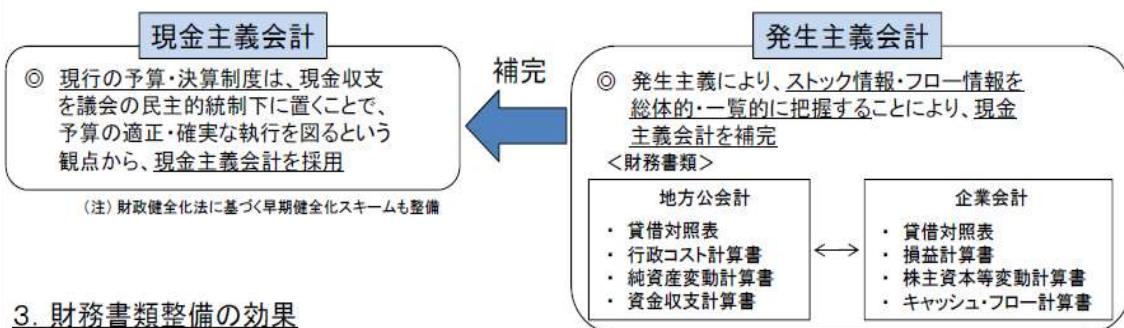
① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債（stk）の総体の一覧的把握

資産形成に関する情報（資産・負債のstk情報）の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

出所：総務省「統一的な基準による地方公会計の促進について」

統一的な基準による財務書類の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として、以下の4点が挙げられています。

- 1 複式簿記の採用
- 2 発生主義の採用
- 3 固定資産台帳の整備
- 4 比較可能性の確保

1 単式簿記と複式簿記

簿記とは、「特定の経済主体の活動を、貨幣単位といった一定のルールに従って帳簿に記録する手続」であり、報告書（決算書等）を作成するための技術ですが、記帳方法により、「単式簿記」と「複式簿記」に区分されます。

単式簿記と複式簿記

単式簿記

経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法（官庁会計）

複式簿記

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法（企業会計）

(例) 現金100万円で車を1台購入した場合

<単式簿記> 現金支出100万円を記帳するのみ

<複式簿記> 現金支出とともに資産の増加を記帳する

資産の増加

資産の減少

(借方) 車両100万円

(貸方) 現金100万円

「単式簿記」に加えて「複式簿記」を取り入れることで、資産等のストック情報が「見える化」

2 現金主義会計と発生主義会計

会計とは、「経済主体が行う取引を認識（いつ記録するか）・測定（いくらで記録するか）した上で、帳簿に記録し、報告書を作成する一連の手続」をいいますが、取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。

現金主義会計と発生主義会計

現金主義会計

現金の收支に着目した会計処理原則（官庁会計）

メリット 現金の收支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理ができる。
デメリット 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない。

発生主義会計

経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

メリット 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる。
デメリット 投資損失引当金といった客観的な見積りによる会計処理が含まれる。

「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を取り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

3 固定資産台帳の整備

固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。

現行の公有財産台帳等は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的とし、現行制度上、複式簿記・発生主義を前提としているため、現在価格が明確でない上、全ての資産を網羅することとなっていません。固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政を把握するためには、正確な固定資産台帳整備が不可欠です。特に、統一的な基準の導入に当たっては、固定資産台帳の整備が大前提となっています。

4 比較可能性の確保

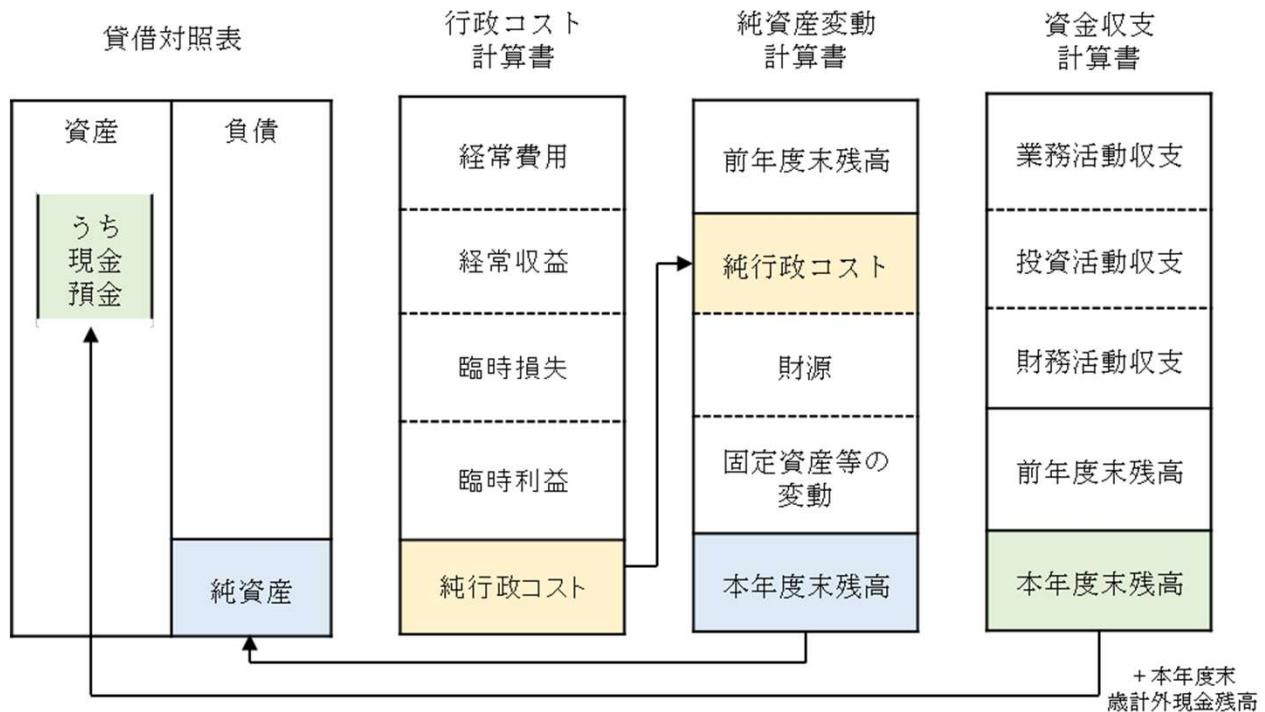
地方公会計制度については、従来「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」及びその他の方程式が混在していたため、地方公共団体間での比較ができないことなどが問題でしたが、統一的な基準による財務書類により、団体間での比較ができるようになりました。

統一的な基準による財務書類4表とは

財務書類4表とは、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」です。各財務書類の内容とそれぞれの相互関係は、以下のとおりです。

種類	内容
貸借対照表	会計年度末で地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）と、その資産がどのような財源で賄われたか（財源調達状況）を対照表で示したもの
行政コスト計算書	一会计期間において、資産形成に結び付かない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させ示したもの
純資産変動計算書	貸借対照表の純資産の部の増加要因と減少要因を計上し、純資産が一会计期間でどのように変動したのかを示したもの
資金収支計算書	一会计期間における、松前町の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動（業務活動、投資活動、財務活動）に分けて示したもの

【財務書類 4表の相互関係】



- ① 貸借対照表の資産のうち、「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末（※）歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ② 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- ③ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

（※）歳計外現金とは地方公共団体の所有には属さず、支払資金に充てることのできない現金をいいます。具体的には、入札保証金、契約保証金、職員給与の所得税及び住民税などが挙げられます。企業会計における「預り金」に相当します。

地方公会計（統一的な基準）の財務書類と民間企業の財務諸表の違い

地方公会計は、現行の現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、ストック情報やフロー情報を総合的・一覧的に把握できる財務書類を作成・公表し町民や議会などへの財政情報の分かりやすい提供と財政の一層の効率化・適正化を図ることを目的としています。

一方、民間企業は、会計年度ごとに財務諸表を公表し、利益の獲得や資金調達等をしながら、持続的な企業活動を行っています。

地方自治体においても、経営的な視点に基づいたより効率的・効果的な財政運営を求められていますが、民間企業と地方自治体では、以下のように、その「作成目的」や「収支の性格」、「費用と収益の対応関係」との対応関係などに相違があります。

項目	地方公共団体（官庁会計）	民間企業（企業会計）
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求 (得られた利益を株主に還元)
報告主体	首長	取締役
報告先	住民（提出先は議会）	株主（提出先は株主総会）
説明責任	議会の承認・認定（予算・決算） ⇒事前統制（予算）の重視	株主総会の承認（決算） ⇒事後統制（決算）の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書
「税収の性格」、「費用と収益の対応関係」	行政サービスを提供することと税収との間に明確な対応関係はない。	費用は収益を得るために使われたものであり、費用と収益は明確な対応関係がある。

こうしたことから、地方公会計の財務書類は、費用と収益の対応関係を表す「損益計算書」に代えて、費用を主に表す「行政コスト計算書」を作成します。また、企業会計ではフロー情報（一会计期間の取引高）として損益計算（費用及び収益）が重視されますが、地方公会計では、純資産を変動させる取引及び純資産の内部構成を変動させる取引に関わる情報も重視しています。

したがって「株主資本等変動計算書」に代えて、会計期間中のフロー活動などにより純資産がどのように変動したかを示す「純資産変動計算書」を作成しており、民間企業の財務諸表とは異なるところがあります。

地方公会計（統一的な基準）における財務書類		民間企業（企業会計）における財務諸表	
貸借対照表（BS）	会計年度末における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を示すもの	貸借対照表（BS）	期末における企業の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を示すもの
行政コスト計算書（PL）	一会计期間の経常的な行政活動に係る費用と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益を対比させたもの（企業会計のように期間損益を表すものではない）	損益計算書（PL）	一会计期間における企業の経営成績を示すもの
純資産変動計算書（NW）	貸借対照表の純資産の部の増加要因と減少要因を計上し、純資産が一会计期間でどのように変動したかを示すもの	株主資本等変動計算書（SS）	企業の最終的な利益である「当期純利益」を配当や積立など何にどれくらい使ったかを示すもの
資金収支計算書（CF）	一会计期間の資金の増減を「業務活動」（主に継続的事業に係るもの）、「投資活動」（公共施設等整備）、「財務活動」（地方債発行、償還等）の3つに区分し示すもの	キャッシュ・フロー計算書（CF）	一会计期間の資金の増減を「営業活動」（本業の資金収支）、「投資活動」（固定資産等の取得・処分）、「財務活動」（資金の調達・返済等）に区分し示すもの

松前町の財務書類

1 作成基準日

作成基準日 令和5年3月31日

ただし、(※) 出納整理期間が設けられている会計における当該期間（令和5年4月1日～5月31日）の歳入歳出及び資産債務の増減などの取引は、基準日までに終了したものとして処理しています。

(※) 出納整理期間とは、前会計年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間をいいます。

2 対象となる会計(団体)の範囲

対象となる会計(団体)の範囲は、下図のとおりです。

範 囲	会 計
一般会計等	一般会計
全体会計	水道事業会計 下水道事業会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
連結会計	伊予市松前町共立衛生組合 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合 伊予地区ごみ処理施設管理組合 伊予消防等事務組合 伊予市外二町共有物組合 松山広域福祉施設事務組合 愛媛県市町総合事務組合 愛媛地方税滞納整理機構 愛媛県後期高齢者医療広域連合 松前町土地開発公社

財務書類4表（貸借対照表）

貸借対照表は、会計年度末時点で松前町がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）と、その資産がどのような財源で賄われたか（財源調達状況）を対照表で示した財務書類です。現金の収支に注目する単式簿記による決算書では表示することができなかった松前町の資産・負債・純資産といったストック項目の残高を知ることができます。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産		固定負債	
有形固定資産	34,587	地方債	11,797
事業用資産	24,182	長期未払金	-
インフラ資産	10,298	退職手当引当金	623
物品	737	損失補償等引当金	-
物品減価償却累計額	△630	その他	36
無形固定資産	41	流動負債	
ソフトウェア	41	1年以内償還予定地方債	1,014
その他	-	賞与等引当金	127
投資その他資産	1,792	預り金	37
投資及び出資金	670	その他	25
長期延滞債権	92	負債合計	13,659
長期貸付金	53	【純資産の部】	
基金	978	固定資産等形成分	37,796
その他	-	余剰分（不足分）	△12,928
徴収不能引当金	△1		
流动資産			
現金預金	690		
未収金	42		
短期貸付金	-		
基金	1,376		
徴収不能引当金	△1	純資産合計	24,868
資産合計	38,527	負債及び純資産合計	38,527

庁舎、町営住宅、学校など

道路、橋りょう、公園など

公営企業・関連団体への出資金、有価証券など

町税等の収入未済額のうち
1年以上経過したもの

将来発生する
退職手当見込額

翌年度支払う
ことが予定さ
れている賞与のうち、当該
年度負担額

固定資産等
(減価償却累
計額の控除
後)の残高

財務書類4表（行政コスト計算書）

行政コスト計算書は、一会计期間において資産形成に結び付かない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料、手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。経常的な費用と収益の差額によって、松前町の一会计期間中の行政活動のうち、資産形成に結び付かない経常的な活動について税収等で賄うべき行政コストを知ることができます。

行政コスト計算書 (単位：百万円)

科目	金額
経常費用	10,464
業務費用	5,006
人件費	1,934
職員給与費	1,464
賞与等引当金繰入額	127
退職手当引当金繰入額	56
その他	287
物件費等	2,884
物件費	1,910
維持補修費	82
減価償却費	892
その他	-
その他業務費用	188
支払利息	55
徴収不能引当金繰入額	2
その他	131
移転費用	5,458
補助金等	2,960
社会保障給付	1,641
他会計への繰出金	850
その他	7
経常収益	396
使用料及び手数料	135
その他	261
純経常行政コスト	10,068
臨時損失	54
臨時利益	-
純行政コスト	10,122

翌年度6月に支給する期末勤勉手当見込額

消耗品費、光熱水費、印刷製本費、業務委託費、使用料及び賃借料、備品購入費などの経費

公共施設等の維持補修費

市民や特別会計など他者、他会計に移転する経費

事業実施に係る補助金、負担金など

医療、子育てなどの扶助費

財務書類4表（純資産変動計算書）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の増加要因と減少要因を計上し、純資産が1年間でどのように変動したのかを表す財務書類です。

純資産の増加要因には、行政サービスの対価として支払われる以外の収入（地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源）があり、減少要因には、行政コスト計算書で算出される純行政コストや評価差額の減少分が計上されます。

純資産変動計算書 (単位：百万円)

科目	金額	
前年度末純資産残高	24,612	
純行政コスト（△）	△10,122	行政コスト計算書の「純行政コスト」と連動
財源	10,371	
税収等	7,458	町税、地方交付税及び地方譲与税など
国県等補助金	2,913	
本年度差額	249	
固定資産の変動等（内部変動）		
有形固定資産等の増加		
有形固定資産等の減少		
貸付金・基金等の増加		
貸付金・基金等の減少		
資産評価差額	-	
無償所管換等	7	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
その他	-	
本年度純資産変動額	256	
本年度末純資産残高	24,868	

財務書類4表（資金収支計算書）

資金収支計算書は、一会计期間における松前町の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、松前町の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

資金収支計算書

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	9,548
業務費用支出	4,090
移転費用支出	5,458
業務収入	10,717
税収等収入	7,451
国県等補助金収入	2,885
使用料及び手数料収入	134
その他の収入	247
臨時収入	-
業務活動収支	1,169
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,120
公共施設等整備費支出	684
基金積立金支出	433
投資及び出資金支出	4
投資活動収入	95
国県等補助金収入	28
基金取崩収入	67
その他の収入	-
投資活動収支	△1,026
【財務活動収支】	
財務活動支出	1,064
地方債償還支出等	1,038
その他の支出	26
財務活動収入	823
地方債発行収入	823
財務活動収支	-241
本年度資金収支額	-98
前年度末資金残高	751
本年度末資金残高	653
前年度末歳計外現金残高	23
本年度歳計外現金増減額	14
本年度末歳計外現金残高	37
本年度末現金預金残高	690

投資活動、財務活動以外の活動に係る収支

人件費、物件費等、町債の支払利息

補助金、社会保障給付、他会計への繰出支出など

公共施設等の整備に係る支出やその他資産形成につながる支出、基金への積立、取崩しなどに伴う資金の収支

公共施設等の整備に係る国・県支出金

町債発行額や元金償還金等に係る資金の収支

貸借対照表の流動資産「現金預金」と一致

財務書類の数値を用いた主な指標等による分析

財務4表のデータ等による指標を分析することにより、松前町の財政状況を多角的に分析することが可能となります。下図の視点により松前町の財務状況を分析します。

分析の視点	内容
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるのか
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか
自立性	歳入はどのくらい税金等で賄われているか (受益者負担の水準はどうなっているか)

1 資産形成度

①住民一人当たり資産額

算出式 資産合計 ÷ 住民基本台帳人口

○資産合計

貸借対照表の資産合計

○住民基本台帳人口

基本情報の人口（令和5年3月31日 30,347人）

(一般会計等) 127.0万円

資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産がどのくらいあるかを示した指標です。

②歳入額対資産比率

算出式 資産合計 ÷ 岁入総額

○資産合計

貸借対照表の資産合計

○歳入総額

資金収支計算書の業務収入、臨時収入、投資活動収入、財務活動収入及び前年度末資金残高の合計

(一般会計等) 3.11年

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

③有形固定資産減価償却率

算出式
$$\text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額})$$

○減価償却累計額
貸借対照表の事業用資産及びインフラ資産に属する各減価償却累計額の合計

○有形固定資産合計
貸借対照表の有形固定資産

○土地等の非償却資産
貸借対照表の事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定及び物品の合計

(一般会計等) 59.6%

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

2 世代間公平性

①純資産比率

算出式
$$\text{純資産合計} \div \text{資産合計}$$

○純資産合計
貸借対照表の純資産合計

○資産合計
貸借対照表の資産合計

(一般会計等) 64.5%

地方公共団体は、地方債の発行を通じて将来世代と現世代との負担の配分を行います。したがって、純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したこと意味します。例えば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したと捉えることができ、一方純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。

②社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

算出式 地方債合計（特例地方債を除く）÷有形・無形固定資産合計

○地方債合計（特例地方債を除く。）

貸借対照表の地方債と1年以内償還予定地方債の合計（特例地方債を除く。）

○有形・無形固定資産合計

貸借対照表の有形固定資産と無形固定資産の合計

(一般会計等)

21.0%

有形固定資産などの社会資本等に対して将来の償還等が必要な負債による調達割合を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

3 持続可能性(健全性)

①住民一人当たり負債額

算出式 負債合計÷住民基本台帳人口

○負債合計

貸借対照表の負債合計

○住民基本台帳人口

基本情報の人口（令和5年3月31日 30,347人）

(一般会計等)

45.0万円

負債額を住民基本台帳人口で除して、住民一人当たり負債がどのくらいあるかを示した指標です。

②基礎的財政収支

算出式 業務活動収支（支払利息支出を除く）+投資活動収支（基金を除く）

○業務活動収支（支払利息支出を除く）

資金収支計算書の業務活動収支から支払利息支出を除いたもの

○投資活動収支（基金を除く）

資金収支計算書の投資活動収支から基金積立金支出及び基金取崩収入を除いたもの

(一般会計等)

564百万円

資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く。）及び投資活動収支の合計額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。

4 効率性

①住民一人当たり行政コスト

算出式 純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

○純行政コスト

行政コスト計算書の純行政コスト

○住民基本台帳人口

基本情報の人口（令和5年3月31日 30,347人）

(一般会計等) 33.4万円

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

5 自立性

①受益者負担割合

算出式 経常収益 ÷ 経常費用

○経常収益

行政コスト計算書の経常収益

○経常費用

行政コスト計算書の経常費用

(一般会計等) 3.8%

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な受益者負担の割合を算出することができます。